

岩手県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第205号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局釜石港湾事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市久慈港、宮古市宮古港、釜石市釜石港及び大船渡市大船渡港
- 2 実施した期間 平成30年3月6日から同月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（水準測量、基準点測量）